

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 16 日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 坂 下 恵以子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 0 月 7 日から 令和 8 年 1 0 月 1 4 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 0 月 2 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 宇都宮地方裁判所売却場（1 階）
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 1 月 6 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 宇都宮地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 0 月 2 1 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 8 年 1 0 月 2 3 日 午後 3 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 （1）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （2）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 1 6 日から入札期間終了まで当庁競売物件閲覧室に備え置きます。なお，当庁栃木支部，真岡支部管轄の事件については，各支部にも，それぞれ写しを備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	1,747,000 1,397,600	一括	349,400	16,126	2,303
1	546,000				
2	82,000				
3	1,119,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 日光市土沢字内山 |
| | 地 番 | 378 番 22 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 130.80 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 日光市土沢字内山 |
| | 地 番 | 378 番 23 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 19.71 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 日光市土沢字内山 378 番地 22 |
| | 家屋 番号 | 378 番 22 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 51.34 平方メートル
2 階 29.81 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8年 7月15日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 坂 下 恵以子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 日光市土沢字内山
 地 番 378 番 22
 地 目 宅地
 地 積 130.80 平方メートル

- 2 所 在 日光市土沢字内山
 地 番 378 番 23
 地 目 宅地
 地 積 19.71 平方メートル

- 3 所 在 日光市土沢字内山 378 番地 22
 家屋 番号 378 番 22
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 51.34 平方メートル
 2 階 29.81 平方メートル

令和8年(ケ)第61号
令和8年6月10日受理
令和8年7月6日提出

現況調査報告書

宇都宮地方裁判所

執行官 小堀 尊久

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 日光市土沢字内山 |
| | 地 番 | 378番22 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 130.80平方メートル |
| 2 | 所 在 | 日光市土沢字内山 |
| | 地 番 | 378番23 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 19.71平方メートル |
| 3 | 所 在 | 日光市土沢字内山378番地22 |
| | 家屋 番号 | 378番22 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 51.34平方メートル
2階 29.81平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	栃木県日光市土沢378番地22		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	本件一体土地には簡易物置が存在する。		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	本件建物屋根に太陽熱温水器が設置されている。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 [年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■物件所有者	1 本件土地建物はいずれも私が所有しています。 2 本件一体土地は私が本件建物の敷地として使用し、本件建物は私が居宅として使用しています。諸事情により私は現在本件建物には住んでおらず、私の義母と義弟が居住しています。しかし、本件建物の光熱水費等を負担しており、世帯主の立場にありますので、引渡命令は私宛に発付してもらいたいと考えています。 3 本件建物の屋内で以前犬を飼育していました。 4 本件建物脱衣所の床が汚損しているほか、東日本大震災時に壁の複数箇所に亀裂が生じました。また、台所のガス設備が壊れて使用できないほか、キッチン、浴室及び洗面所の照明設備も壊れています。さらに、屋根に設置されている太陽熱温水器も壊れていると思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見

- 1 現況及び前記関係人の陳述により本件各物件の占有状況を2枚目のとおり認めた。
- 2 本件一体土地は土地所有者が本件建物の敷地として使用し、本件建物は物件所有者が居宅として使用している。本件建物の屋内を見分したところ、脱衣所の床が剥がれて汚損しているほか、複数箇所の壁に亀裂が存在した。また、屋内全体の清掃が行き届いておらず、管理状況が不良であると見受けられた。
- 3 本件一体土地の北西側の形状が公図、地積測量図と一致していない部分がある。日光市役所職員によれば、当該部分は所有者不明土地部分であり、道路として日光市への未譲与部分の可能性があるということである。また、当該部分は物件所有者が駐車場として使用している部分も含まれているため、買主は日光市役所と立ち合いをして境界を確定するのが望ましく、その際の測量等にかかる費用は買主負担となるということである（評価人調査による）。
- 4 本件一体土地北側から南西側に幅員約6.0mの舗装道路が接面しており、当該各道路はいずれも建築基準法42条1項2号（開発道路）に該当する。

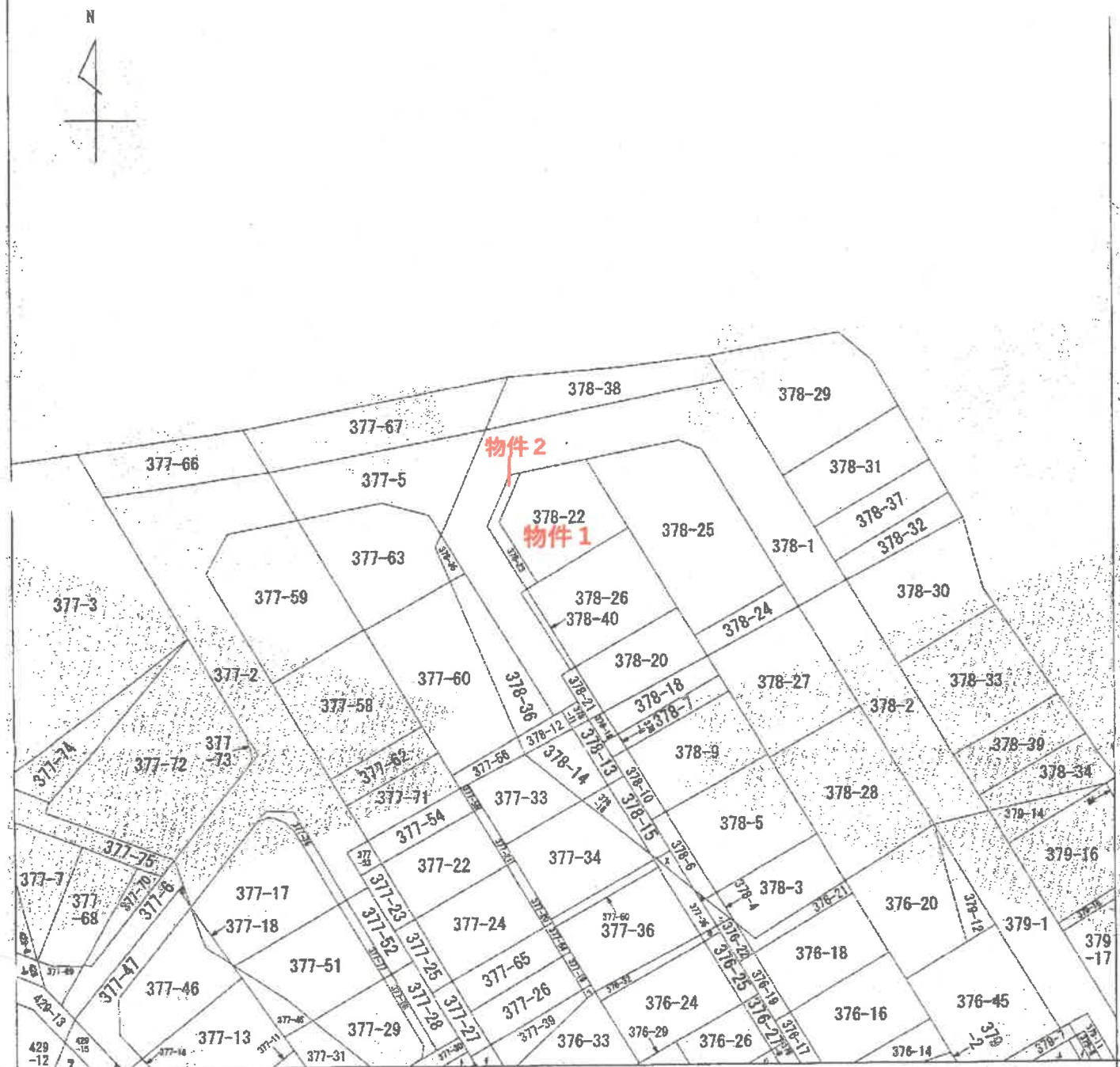
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

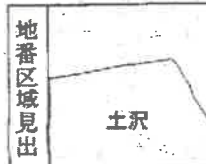
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年6月11日 (木) 9:00-9:05	宇都宮地方法務局	登記関係資料取得
R8年6月19日 (金) 10:45-10:55	日光市役所	地番図、間取図取得 道路関係調査
R8年6月19日 (金) 11:10-11:20	物件所在地	外観調査、外観写真撮影 事務連絡文書差し置き
R8年6月21日 (日)	当庁 (電話)	物件所有者から電話。調査期日調整。
R8年6月30日 (火) 17:40-18:05	物件所在地	物件所有者立会いのうえ、物件に立入調査。評価人同行。
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	日光市土沢字内山				地番	378番22		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類 その他
作成年月日	昭和51年7月5日			備付年月日(原図)	昭和50年9月11日			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法務局日光支局管轄)

令和8年5月12日

宇都宮地方法務局

(6 枚目)

地図整理番号: M59541

登記官

登記年月日：昭和51年9月10日

前) 378-平成18年3月20日「日光市」に変更 2013329

地積測量図

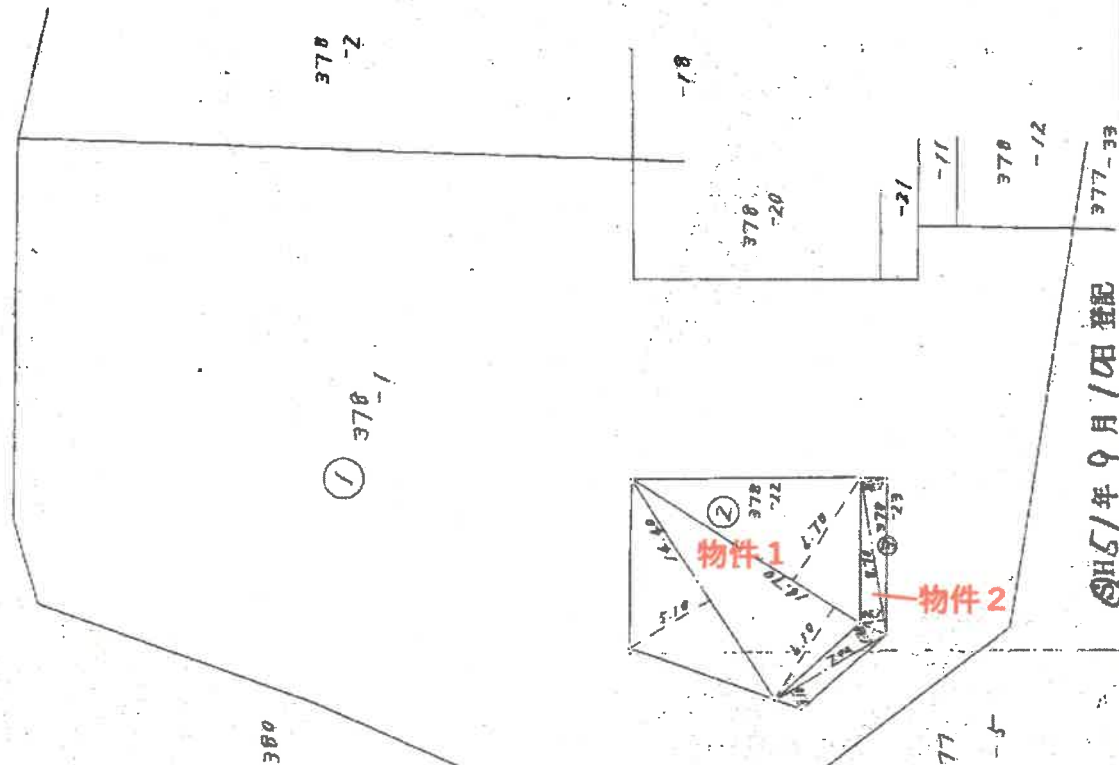
地番	378-1 378-23
土地の所在	今市市土沢字内山

求積

$$\begin{aligned} \textcircled{2} \quad & 1440 \times 5.10 = 73,440.0 \\ & 1470 \times (1.10 + 6.70) = 188,100.0 \\ & \hline & 261,540.0 \\ & //2 = 130,770.0 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \textcircled{3} \quad & 700 \times (1.10 + 1.30) = 16,800.0 \\ & 870 \times (1.30 + 1.30) = 22,320.0 \\ & \hline & 39,120.0 \\ & //2 = 19,560.0 \end{aligned}$$

作製年月日	昭和51年9月8日	作製者	土地家屋調査士	申請人	代表取締役
-------	-----------	-----	---------	-----	-------



昭和51年9月10日登記

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/300

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方方法務局日光支局管轄)

令和8年6月30日

宇都宮地方方法務局

登記官

(7 枚目)

公庫

日光市地番図

A4版に縮小コピーにつき縮尺相違



日光市税務課贈付課税参考図

この図面は参考図であり、境界や権利関係等を示したものではありません。

縮尺 1/500



登記年月日：平成2年7月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方裁判所日光支部)

令和8年5月12日

宇都宮地方裁判所

(9 枚目)

A4版に縮小コピーにつき縮尺相

(縮尺)

S② 2年 7月 25日 登記

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

(平成 2年 7月 23日作成)

宇都宮地方裁判所

作製者

(縮尺)

建物図面

平成13年3月20日「日光市」に変更
登記番号 0678番 22

各階平面図 7014268

今市市土沢字内山 378番地 22

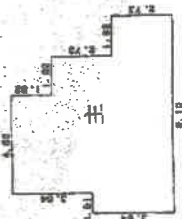
建物の所在



1 階

床面積表

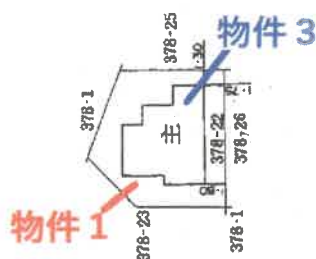
3.64 X 0.91	=	3.3124
7.28 X 4.95	=	33.1240
5.46 X 1.82	=	9.9372
2.73 X 1.82	=	4.9686
合計		51.3422
床面積		51.34 ㎡



2 階

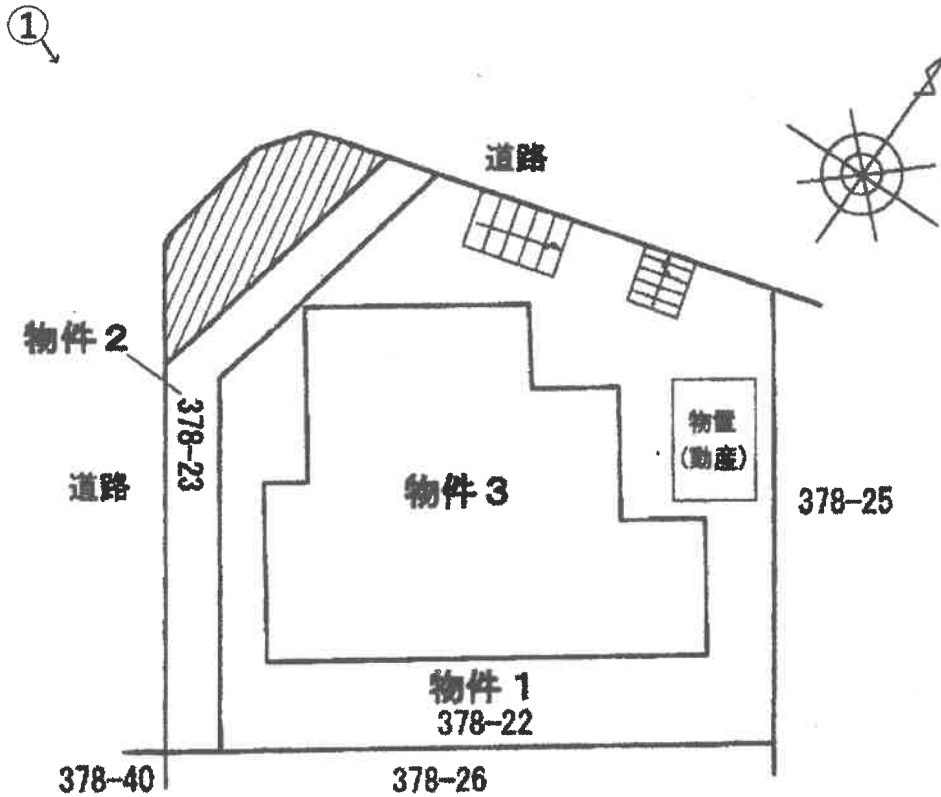
床面積表

7.28 X 3.64	=	26.4992
3.64 X 0.91	=	3.3124
合計		29.8116
床面積		29.81 ㎡



土地建物位置関係図

物件 1 ~ 3

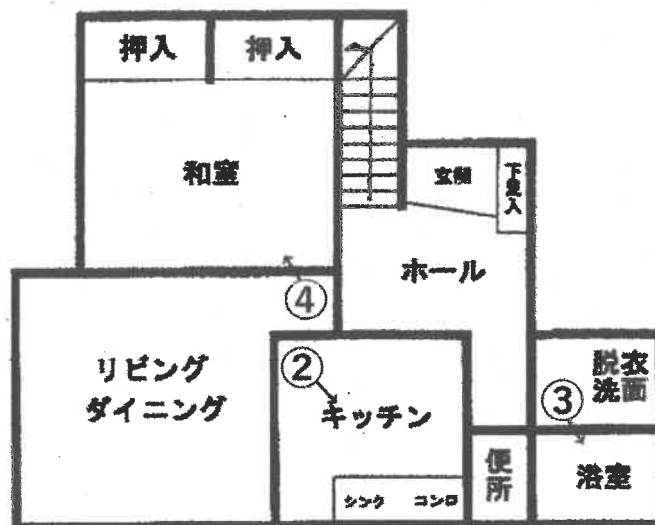


※ ♂ は、凡その写真撮影位置・方向を示す。
 ※本図は、概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。
 ※北西側斜線部分は、所有者不明土地部分を概略標記したものである。

間 取 図

物件 3

1 階



2 階



※ ⑤ は、凡その写真撮影位置・方向を示す。

※本図は、概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。

写真1



写真2 (キッチン)



写真3 (浴室)



写真4（1階和室）



写真5（2階洋室）



令和 8年（ケ）第 6 1 号
令和 8年 5月27日 受 命
令和 8年 6月30日 現地調査
令和 8年 7月 9日 評 価
令和 8年 7月10日 提 出

宇都宮地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
相 馬 明 利

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1, 7 4 7, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 5 4 6, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 8 2, 0 0 0 円
物件 3 (建物)	金 1, 1 1 9, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1～3 の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1, 2 の内訳価格は物件 3 のための土地利用権等価格を控除した価格であり物件 3 の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	日光市土沢字内山 378番22 宅地 130.80m ²	
2	所在地 地目 地積	日光市土沢字内山 378番23 宅地 19.71m ²	
3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	日光市土沢字内山378番地 22 378番22 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 51.34m ² 2階 29.81m ²	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位 置 ・ 交 通	物件1, 2 JR日光線「下野大沢」駅北西方直線距離約1km	
付 近 の 状 況	付近は日光市及び旧今市地区の南東部に位置する昭和50年代前半に山林を造成して開発された分譲住宅地域に位置する。北側は山林に接し、南側には市立南原小学校が所在している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制	非線引都市計画区域 無指定地域 指定 60% 指定 200% なし
画 地 条 件	物件1, 2 地積 : 150.51㎡ 規模 : ほぼ標準的 間口 : 約14.0m 奥行 : 約12.0m 形状 : ほぼ整形 地勢 : やや傾斜 高低差: 接面道路より高い(約1～1.3m) 接面道路との関係: 角地	
接面道路の状況	物件1, 2 北約6.0m舗装道路(建築基準法第42条第1項第2号道路に該当) 西約6.0m舗装道路(建築基準法第42条第1項第2号道路に該当)	
土地の利用状況等	物件3の建物の敷地として利用されている。土地利用権は所有権で、北側が山林、東側が公園のほか、周囲は戸建住宅が建ち並んでいる。	
供 給 処 理 施 設	物件1, 2 上水道: あり 都市ガス: なし 下水道: あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)がとおっており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出は無く、宅地以前は山林であったと推定される。	

特 記 事 項	1. 山林を造成開発した地域のため、北側道路は、西側に緩やかに下り傾斜している。 2. 対象地西側に約10.7㎡の不明地が存し、当該部分には本件土地の所有者が駐車場として利用している箇所が含まれている。なお、当該不明地と北側道路との境界付近には境界標が設置されているが、その位置関係及び帰属については未確認である。日光市役所に照会したところ、当該不明地は日光市への未譲与地である可能性があるため、現地立会いのうえ境界を確定することが望ましいとの回答を得た。なお、境界確定に伴う測量費等の諸費用は買主負担となる。 3. 埋蔵文化財包蔵地の指定なし。 4. 災害リスクに関する情報については、評価人が必要と判断した場合にのみ記載している。当該リスクの有無及びその程度については、各自治体が提供する最新情報を参照する等により、買受希望者において判断する必要がある。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数 平成 2年 6月17日新築 約36年 満了
仕 様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建 亜鉛メッキ鋼板葺 サイディングパネル クロス貼、ジュラク壁 クロス貼 フローリング、畳
床面積（現況）	第3項目の物件欄記載のとおり
現況用途等	階層 地上2階建て 現況用途 居宅 間取り 建物間取図参照
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	屋根に太陽熱温水器が設置されているが、所有者によれば故障により使用不可ため、評価対象外とした。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 2 (土地)

物件1, 2の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	10,200	1.02	130.80	0.90	1,225,000
2	10,200	1.02	19.71	0.90	185,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 日光(県)-2

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $7,900\text{円}/\text{m}^2 \times 95.2/100 \times 100/100 \times 100/74 = 10,200\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：年率-4.80%を補正

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：▲26

イ 個別格差：物件1, 2 角地+2

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件3 (建物)

建物の経済的耐用年数が満了していることから、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した標準的な建築費に比準して求めた当該建物の再調達原価に残価率を乗じて求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
3	170,000	81.15	0.08	1,104,000

ア 再調達原価 170,000円/㎡

イ 現況延床面積 81.15㎡

ウ 現 価 率 現況より8%と判定

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	1,225,000	0.35	法定地上権	429,000
2	185,000	0.35	法定地上権	65,000

イ 土地利用権等割合：物件1，2 土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,225,000	-429,000		0.98	0.70	546,000
2	185,000	-65,000		0.98	0.70	82,000
3	1,104,000	+494,000	1.00	1.00	0.70	1,119,000
一括価格（合計）						1,747,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件1，2 0.98 ▲2 西側不明地測量費等考慮

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 日光(県)-2

所 在：日光市小代字東原295番49

地 目：宅地

価 格：7,900円／ m^2 （対前年変動率 -4.80%）

位 置：東武日光線下小代駅の東方約1.1km

価 格 時 点：令和 7年 7月 1日

地 積：146 m^2

供給処理施設：水道、下水道

接 面 街 路：東6.5m市道

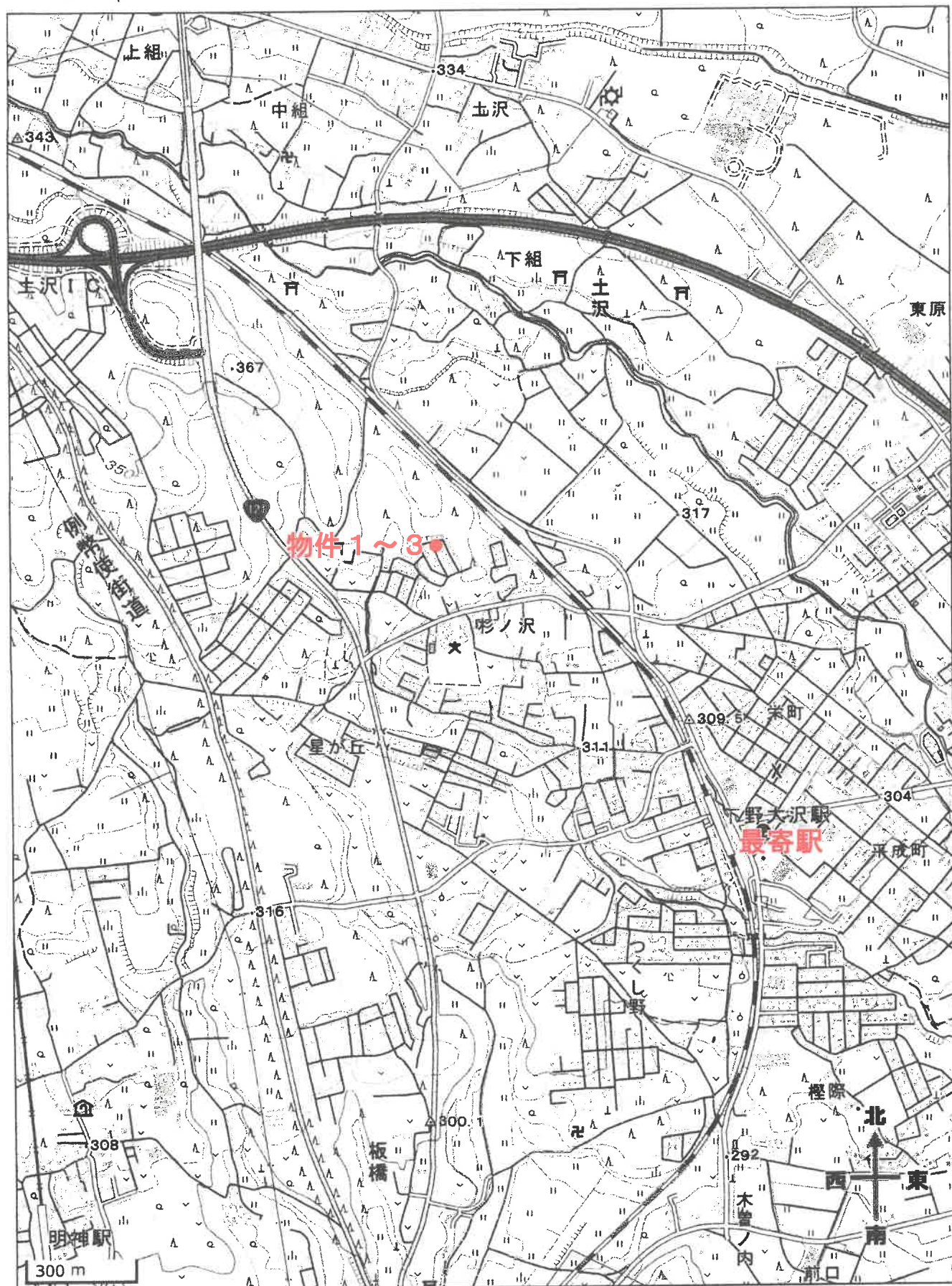
用途指定等：非線引都市計画区域 無指定地域（建蔽率60%、容積率200%）

地域の概要：一般住宅の中に空地が見られる区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地番図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面写・各階平面図写
- 6 土地建物位置関係図
- 7 建物間取図

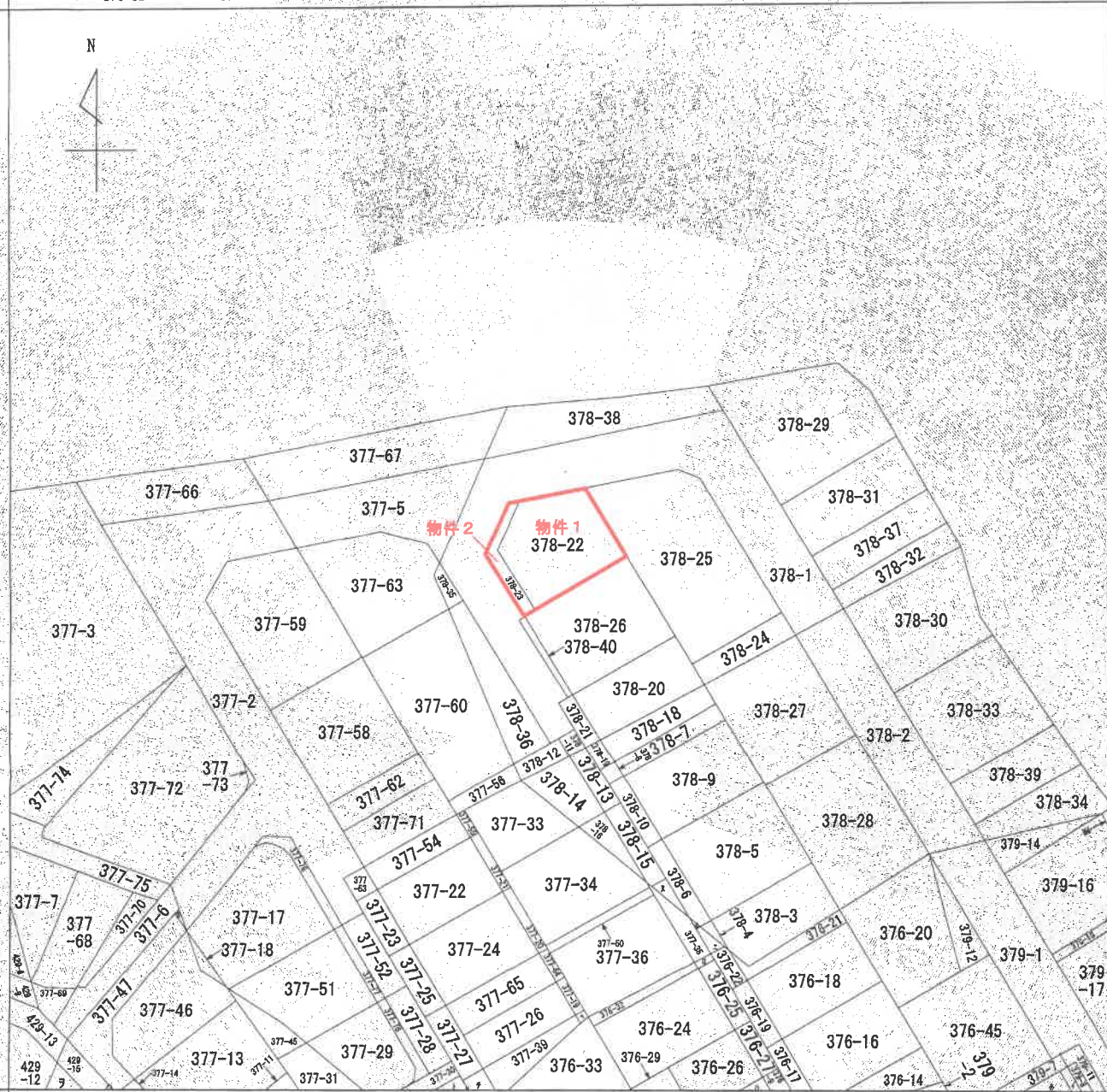
以 上



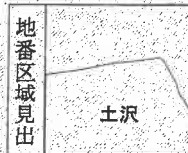
出典：国土地理院発行地形図

A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

イ 379-9 ハ 376-8 ホ 377-16 ト 377-38 リ 377-41 ル 379-10
 376-31 377-15 377-37 377-40 378-17 つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	日光市土沢字内山			地番	378番22		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類 その他
作成年月日	昭和51年7月5日			備付年月日(原図)	昭和50年9月11日		補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方事務局日光支局管轄)

令和8年5月12日

宇都宮地方事務局

地図整理番号：M59541

登記官

(1/2)



日光市税務課地籍課地番写
この図面は参考図であり、境界や権利関係等を示したものではありません。



縮尺 1/500



大字名 土沢

A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

登記年月日：昭和51年9月10日

前378-平成18年3月20日「日光市」に変更 2013329

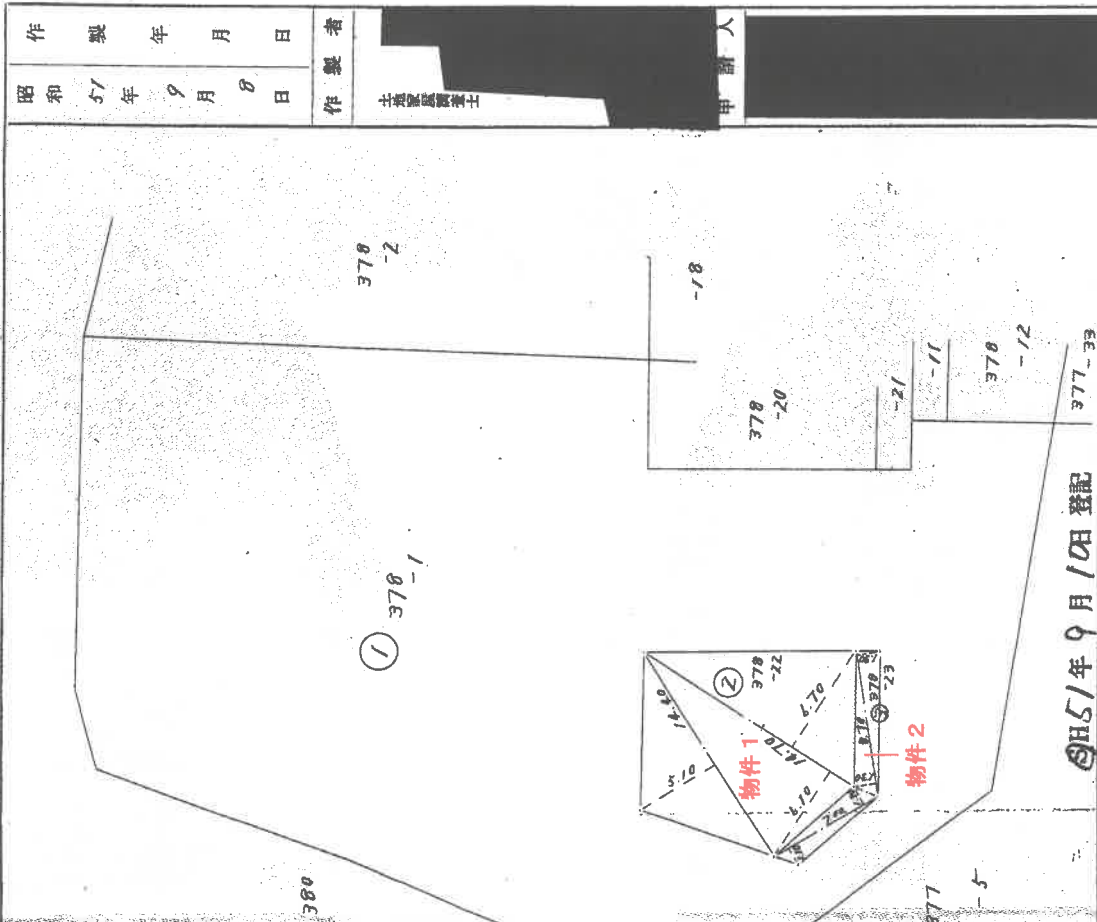
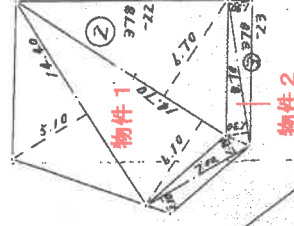
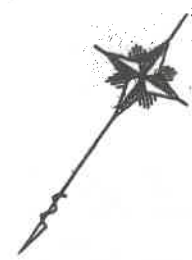
地番 378-1 378-23 378-23

土地の所在 今市市土沢字内山

求積

$$\begin{aligned} \textcircled{2} \quad & 14.40 \times 5.10 = 73.4400 \\ & 14.70 \times (6.10 + 6.70) = 188.1000 \text{ (f)} \\ & \frac{281.5400}{2} = 140.7700 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \textcircled{3} \quad & 7.00 \times (1.10 + 1.30) = 16.8000 \\ & 8.70 \times (1.30 + 1.30) = 22.6200 \text{ (f)} \\ & \frac{39.4200}{2} = 19.7100 \end{aligned}$$



昭和51年9月10日登記

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/300

これは図面に記述されている内容を証明した書面である。
(今市市地方支局管轄)
令和8年6月30日 今市市地方支局

登記官

SHD 2年7月25日登記

平成18年3月20日「日光市」に変更

家屋留停 11678番22

今市市土沢字内山 378番地 22

各階平面図 7014268

登記年月日：平成2年7月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法務局日光支局管轄)

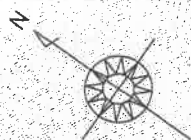
令和8年5月12日

宇都宮地方法務局

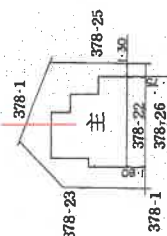
登記官

-13-

地区整理番号: M59542



3 生物物



求積表

3.64 X	0.91	=	3.3124
7.28 X	4.55	=	33.1240
5.46 X	1.82	=	9.9372
2.73 X	1.82	=	4.9686
合 計			51.3422
床 面 積			51.34 ㎡

物件 3

望



2. 題

The diagram shows a rectangular domain with a dashed line representing a boundary. The domain is labeled 'H' and has dimensions 1.0 and 1.0. The dashed line is labeled '1.0' and '1.0'.

求積表

7.28 X	3.64	=	26.4992
3.64 X	0.91	=	3.3124
合 計			29.8116
床 面 積			29.81 ㎡

(日 曜 連 12)

作者

調查士

平成 2 年 7 月 23 日作製)

縮尺

5

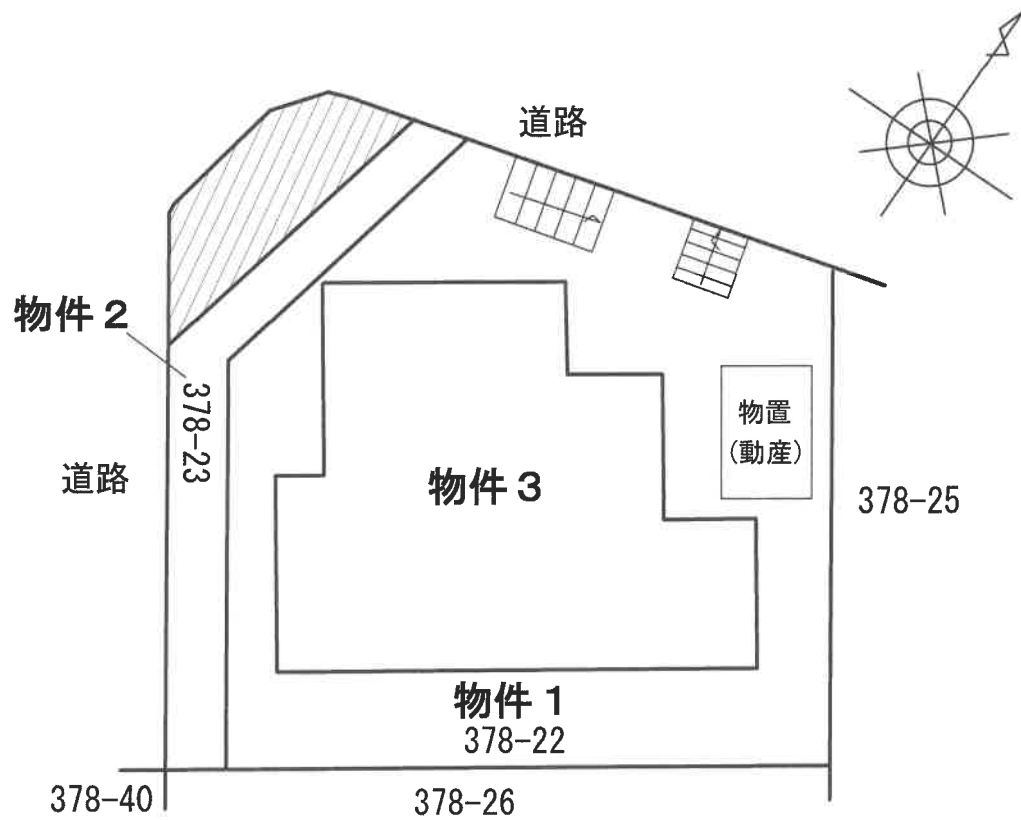
申請人

縮尺

00

土地建物位置関係図

物件 1 ～ 3

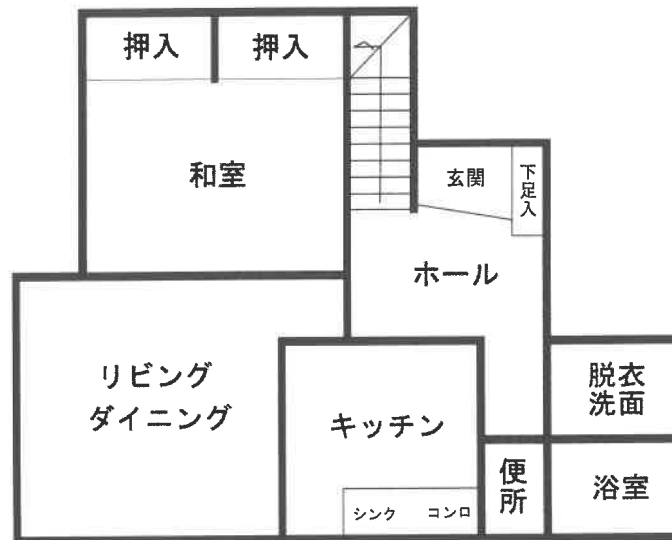


※本図は、概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。
※西側斜線部分は、所有者不明土地部分を概略標記したものである。

間 取 図

物件 3

1 階



2 階



※本図は、概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。